届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の資格をお持ちの皆さまへ



本年は２年に一度の届出年です

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出期限

令和９年１月１５日（金）まで



令和８年１２月３１日現在の状況を
お知らせください。



医療機関等にお勤めの方は
オンラインで届出が可能です。





詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

三師届　厚生労働省　検索

オンラインで届出ができない場合は、
紙の届出票をお近くの保健所へご提出ください。

お問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Q&A

Q1 届出をしなければいけないのですか？

A　医師法、歯科医師法、薬剤師法により、２年に一度
厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q2 届出はどのように行うのですか？

A　【オンライン】
厚生労働省のウェブサイトから、医療従事者届出システムにアクセスし、お勤めの医療機関等から提供されるID・パスワードを用いてログインの上、届出してください。
【紙】
最寄りの保健所へご提出ください。

Q3 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A　最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、
厚生労働省のウェブサイトからダウンロードしてください。

Q4 届出票に記入された個人情報は保護されるのですか？

A　届出票に記入された内容は、
各法令等により堅く秘密が守られます。

Q5 この届出はどのようなことに使われてますか？

A　「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、
医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、
各都道府県において医師や薬剤師の確保対策や、
歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則
「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ **医師等資格確認検索システム**（医師・歯科医師）
https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/